

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考											
	第1編 総則	第1編 総則												
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項												
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念												
3	<p>(略)</p> <p>県、市町村を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>県、市町村を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正											
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱												
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱												
7	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td> (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。 </td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。	<u>(追加)</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td> (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。 </td></tr> <tr> <td>中部管区行政評価局</td><td> <u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u> </td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。	中部管区行政評価局	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u>
機関名	内 容													
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。													
<u>(追加)</u>														
機関名	内 容													
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。													
中部管区行政評価局	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u>													
	第2編 災害予防	第2編 災害予防												
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進												
	第1節 防災協働社会の形成推進	第1節 防災協働社会の形成推進												
19	<p>(略)</p> <p>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) 市町村内の一定の地区内の住民及び<u>当該地区に事業所を有する事業</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) 市町村内の一定の地区内の住民及び<u>公共的団体又は民間の団体</u>は、</p>	防災基本計画を踏まえた修正											

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区的市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区的市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	
	第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	
19	<p>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の<u>推進</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 自主防災組織等の環境整備</p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と<u>これらの組織</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の<u>育成強化</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 自主防災組織等の環境整備</p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と<u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>ウ 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u></p> <p><u>(ア) 防災リーダーの養成</u></p> <p>県及び市町村等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</p> <p><u>(イ) 防災リーダーのネットワーク化の推進</u></p> <p>防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市町村は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</p> <p>また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市町村は防災リーダーを積極的に活用するものとする。</p>	防災基本計画を踏まえた修正、「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正及び記載場所の整理
20	<p>(3) 防災ボランティア活動の<u>支援</u></p> <p>ア <u>ボランティアコーディネーターの確保</u></p> <p>県及び市町村は、大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮する</p>	<p>(3) 防災ボランティア活動の<u>環境整備・連携体制の強化</u></p> <p>ア <u>防災ボランティア活動の普及・啓発</u></p> <p>県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>ため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>（追加）</p> <p>（4）連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</p> <p>イ ボランティアによる防災活動への参加促進 県及び市町村は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>県は、防災ボランティア活動基金を設置し、防災ボランティアの災害時の活動を支援するものとする。</p> <p>ウ 避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保 県及び市町村は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>エ ボランティアコーディネーターの確保 県及び市町村は、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>このため、県及び市町村等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>（削除）</p>	
20	2 県（防災安全局、関係局）における措置 (略)	2 県（防災安全局、関係局）における措置 (略)	防災基本計画を踏まえ

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>(3) 災害中間支援組織の育成等 <u>(追加)</u></p> <p>県は、災害発生時における<u>(追加)</u>官民連携体制の強化を図るため、<u>(追加)</u>県域において活動を行う災害中間支援組織 <u>(追加)</u>の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 災害中間支援組織の育成等受援体制の構築・強化</p> <p>県は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、平常時からN P O・ボランティア関係団体等と連携して、県域において活動を行う災害中間支援組織であるあいち広域ボランティア・N P O支援本部の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、あいち広域ボランティア・N P O支援本部の設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</p> <p>さらに県及び市町村は、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。</p> <p>また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(4) 連携体制の確保</p> <p>県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びN P O・ボランティア等（以下「N P O・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、県域における災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）であるあいち広域ボランティア・N P O支援本部を含めた連携体制の構築を図るものとする。</p> <p>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>(5) 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用</p> <p>県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。</p>	<p>た修正、「あいち広域ボランティア・N P O支援本部」の設置に伴う修正及び記載場所の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
20	<p>3 市町村における措置</p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市町村は、自主防災組織がN P O・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 災害ボランティアセンター</p> <p>市町村は、災害発生時における<u>(追加)</u>官民連携体制の強化を図るために、<u>(追加)</u>市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 市町村における措置</p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市町村は、自主防災組織がN P O・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(2) 災害ボランティアセンター</p> <p>市町村は、災害発生時における<u>ボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など支援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>また、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理
21	<p>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</p> <p><u>(略)</u></p> <p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p><u>(略)</u></p>	<u>(削除)</u>	記載場所の整理
22	7 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用		
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第8節 林野火災対策	第8節 林野火災対策	
52	<p>1 中部森林管理局、県（農林基盤局、防災安全局）、市町村及び森林組合における措置</p> <p>(1) 林野火災予防思想の普及、啓発</p>	<p>1 中部森林管理局、県（農林基盤局、防災安全局）、市町村（消防機関を含む）及び森林組合における措置</p> <p>(1) 林野火災予防思想の普及、啓発</p>	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p><u>(追加)</u> 県民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により県民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて県民に強く防火思想の普及、啓発を図る。</p> <p>(2) 林野パトロール等</p> <p><u>(追加)</u> 林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。</p> <p>特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 森林経営計画等による予防施設の整備</p> <p><u>(追加)</u> 森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。</p> <p>(4) 林道網の整備</p> <p><u>(追加)</u> 林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに</p>	<p>ア 中部森林管理局、県及び市町村は、林野火災の出火原因の大半が不注意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会にSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、県民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</p> <p>イ 中部森林管理局、県及び市町村は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、広報資料、ポスター等有効な手段を通じて県民に強く防火思想の普及、啓発を図る。</p> <p>(2) 林野パトロール等</p> <p>中部森林管理局、県及び市町村は、林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</p> <p>(3) 林野火災に対する警戒の強化</p> <p>県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</p> <p>県及び市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、周知するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</p> <p>(4) 林野所有者（管理者）に対する指導</p> <p>県及び市町村は、林野所有者（管理者）に対し、防火線の設置、防火性のある樹種の植栽等による森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。</p> <p>(5) 森林経営計画等による予防施設の整備</p> <p>中部森林管理局、県、市町村及び森林組合は、森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。</p> <p>(6) 林道網の整備</p> <p>中部森林管理局、県及び市町村は、林道は合理的な林業経営を図る重</p>	及び記載場所の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>に林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。</p> <p>(5) 防火用水の整備 <u>(追加)</u> 各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(6) 予防機材等の整備 <u>(追加)</u> 林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。 <u>(追加)</u></p>	<p>要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。</p> <p>(7) 防火用水の整備 <u>中部森林管理局、県及び市町村は、</u>各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。<u>また、市町村は、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設を配備し、県は、これらの施設の配備を促進する。</u></p> <p>(8) 予防機材等の整備 <u>中部森林管理局、県及び市町村は、</u>林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。</p> <p>(9) 林野火災を想定した消防計画等の策定・必要な資機材の整備 <u>市町村は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。</u> <u>また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、可搬式消火機材等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u> <u>さらに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</u></p> <p>(10) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県及び市町村は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</u></p> <p>(11) ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進 <u>県及び市町村は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。</u></p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
		<p>(12) 消防団の訓練及び資機材等の充実 <u>市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u></p> <p>(13) 訓練の実施 <u>市町村は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。</u></p>	
52	<p>2 県（農林基盤局）及び市町村における措置 <u>県及び市町村は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。</u></p>	(削除)	記載場所の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策	
56	<p>(略) 5 港湾・漁港 中部地方整備局、県（建設局）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。 (1) 港湾改修 近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行<u>う</u>。さらに、台風、高潮災害による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。 (略)</p>	<p>(略) 5 港湾・漁港 中部地方整備局、県（都市・交通局）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。 (1) 港湾改修 近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行<u>い</u>、<u>港湾の防災拠点機能を確保する</u>。さらに、台風、高潮災害による被害を低減するため、コンテナ等の流出防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。 (略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正及び語句の修正
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
59	<p>4 上水道 (略) (7) 自家発電設備等の整備 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>4 上水道 (略) (7) 自家発電設備等の整備 (略) <u>(8) 施設の防災性の向上</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
		<p><u>優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、室内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p><u>(9) 防災非常時の協力体制の確立</u></p> <p><u>水道事業者（市町村）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>	
59	5 下水道 (略) (4) 協定の締結 (略) <u>(追加)</u>	5 下水道 (略) (4) 協定の締結 (略) <u>(5) 防災体制の強化</u> <p><u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、室内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
第6章 都市の防災性の向上			
63	■基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。(略) <u>(追加)</u>	■基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。(略) <u>○ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u>	防災基本計画を踏まえた修正
第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備			
70	2 県（防災安全局）における措置 (略) (5) 防災情報システムの整備	2 県（防災安全局）における措置 (略) (5) 防災情報システムの整備	防災基本計画を踏まえた修正
71	県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイム	県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイム	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>の情報の共有化を図る。</p> <p>なお、<u>(追加)</u>本システムと<u>(追加)</u>総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</p> <p>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、<u>市町村防災支援システムの</u>運用を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>の情報の共有化を図る。</p> <p>なお、<u>災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ</u>本システムと<u>新</u>総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</p> <p>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指した運用を行う。</p> <p>（略）</p>	
73	<p>8 救助・救急に係る施設・設備等</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>9 道路等の復旧に係る施設・設備等</p> <p>（略）</p>	<p>8 救助・救急に係る施設・設備等</p> <p>（略）</p> <p>9 保健医療福祉活動に係る体制整備等</p> <p><u>(1) 保健医療福祉活動の体制の強化</u></p> <p>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）が円滑に機能するよう、体制の充実・強化に努めるものとする。また、県は、災害時に福祉部連絡要員による保健医療調整本部との円滑な情報共有等を行うため、平時から連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 保健医療・福祉に係る関係者間の連携体制の構築</u></p> <p>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</p> <p>10 道路等の復旧に係る施設・設備等</p> <p>（略）</p>	防災基本計画を踏まえた修正
73	<p>10 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p><u>(1) (追加)</u></p> <p>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとす</p>	<p>11 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p><u>(1) 物資の備蓄</u></p> <p>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</p>	防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p><u>る。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 調達・輸送体制</u></p> <p><u>災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 新物資システム（B-PLO）の活用</u></p> <p><u>市町村及び県は、新物資システム（B-PLO）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>(4) 家庭における備蓄の啓発</u></p> <p>市町村及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><u>(5) 訓練の実施等</u></p> <p>市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会</p>	
74	<p><u>(2) (追加)</u></p> <p>市町村及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><u>(3) (追加)</u></p> <p>市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会</p>		

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</u></p>	<p>の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
75	<p>(略)</p> <p>12 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市町村は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、<u>(追加)</u> 県及び市町村、関係団体の職員を対象として、<u>(追加)</u> 人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>13 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市町村は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>また、必要に応じて、市町村災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、<u>必要に応じて、県災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めながら、</u>県及び市町村、関係団体の職員を対象として、<u>定期的に</u>人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>14 事前復興まちづくり</p> <p>県（都市・交通局）及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</p>	防災基本計画を踏まえた修正
76	<p>13 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>15 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体</u>その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>(略)</p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>16 被災者支援業務の迅速化・効率化</p> <p><u>市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p>	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
85	市町村における措置	市町村における措置	防災基本計画を踏ました修正
87	<p>(略)</p> <p>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>ア 市町村は、<u>(追加)</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>ア 市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
87	県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置	県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置	防災基本計画を踏ました修正
88	<p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。</p> <p>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。</p> <p>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
92	<p>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手續等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>加えて、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援計画の作成等</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
93			

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p><u>ア</u> 受援担当者の選定、執務スペース等の確保 (略)</p>	<p>努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 受援担当者の選定、執務スペース等の確保 (略)</p>	
	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
94	<p>1 県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置 (略)</p> <p>(4) 医療救護活動の広域応援 (略)</p> <p>ア 災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練 <u>（追加）</u></p> <p><u>イ</u> ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参考拠点等の確保の運用体制の構築等 (略)</p> <p>(5) 自衛隊 (略) <u>（追加）</u></p>	<p>1 県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置 (略)</p> <p>(4) 医療救護活動の広域応援 (略)</p> <p>ア 災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練</p> <p><u>イ 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や保健師等チームの構員の人才培养及び資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練</u></p> <p><u>ウ</u> ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参考拠点等の確保の運用体制の構築等 (略)</p> <p>(5) 自衛隊 (略)</p> <p><u>（6）被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）</u></p> <p><u>県教育委員会は、大規模災害時における児童生徒の学びの継続のため、あらかじめ、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制の整備を図るものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
95	<p>3 中部地方整備局における措置</p> <p>中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）等が迅速に活動できるよう、<u>（追加）</u>人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。 <u>（追加）</u></p>	<p>3 中部地方整備局における措置</p> <p>中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）等が迅速に活動できるよう、<u>T E C—F O R C E 予備隊員を含む</u>人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。</p> <p><u>また、高度な専門性を有するT E C—F O R C E アドバイザーやT E C—F O R C E パートナーなど多様な主体との更なる連携強化による応</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
		援体制を進めていく。	
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
98	1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置 県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体 <u>(追加)</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。 (略)	1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置 県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体、 <u>自主防災組織</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。 (略) (6) 図上訓練等	防災基本計画を踏まえた修正
99	(6) 図上訓練等 県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。 <u>(追加)</u>	(6) 図上訓練等 県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。 <u>(7) 各種防災関連システムの操作研修</u> 県は、愛知県防災情報システムのほか、新総合防災情報システム（S O B O - W E B）や新物資システム（B - P L o）等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害予防	
	第1章 活動体勢（組織の動員配備）	第1章 活動体勢（組織の動員配備）	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
107	1 県（防災安全局）における措置 (略) (6) 災害対策本部職員の動員 (略) <u>(追加)</u>	1 県（防災安全局）における措置 (略) (6) 災害対策本部職員の動員 (略) <u>(7) 職員の健康管理</u> 県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。	防災基本計画を踏まえた修正
108	(7) 国の現地災害対策本部との調整 (略)	(8) 国の現地災害対策本部との調整 (略)	
108	2 市町村における措置 (1) 組織及び活動体制 (略) <u>(追加)</u>	2 市町村における措置 (1) 組織及び活動体制 (略) <u>(2) 職員の健康管理</u>	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略)</p>	<p><u>市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> (3) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略)</p>	
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
109	<p>1 県（防災安全局）における措置 (略) (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>1 県（防災安全局）における措置 (略) (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。 <u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
109	2 市町村における措置 (略)	2 市町村における措置 (略)	防災基本計画を踏まえた修正
110	<p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
110	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置 (略) (3) 市町村への委任 (略)</p>	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置 (略) (3) 市町村への委任 (略)</p>	災害救助法の改正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）			修正（2026年2月修正）			備考	
		救助の種類	実施者		救助の種類	実施者		
			局地災害の場合	広域災害の場合		局地災害の場合	広域災害の場合	
		避難所の供与	市町村（県が委任）		避難所の供与	市町村（県が委任）		
		要配慮者の輸送	市町村（県が委任）		要配慮者の輸送	市町村（県が委任）		
		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		
		食品の給与	市町村（県が委任）		食品の給与	市町村（県が委任）		
		飲料水の供給	市町村（県が委任）		飲料水の供給	市町村（県が委任）		
		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		
		医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	
		被災者の救出	市町村（県が委任）		被災者の救出	市町村（県が委任）		
		(追加)			福祉サービスの提供			
		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）	災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣等	県（福祉局）		
		学用品の給与			上記以外	市町村（県が委任）		
		市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）	
		県立学校、私立学校等児童生徒分		県（県民文化局、教育委員会）	学用品の給与			
		埋葬	市町村（県が委任）		市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）		
		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		
		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		埋葬	市町村（県が委任）		
		(略)			死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		
		第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報			(略)		
		第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達			(略)		
135	2県（防災安全局、関係局）の措置	2県（防災安全局、関係局）の措置			(略)	防災基本計画を踏まえた修正		
	(略)	(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集			(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集			
		県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、高所監視カメラを活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。			県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。また、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。			

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																																										
	<p>(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、<u>必要に応じ</u>関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、<u>新総合防災情報システム（S.O.B O-WEB）を活用して</u>関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p> <p>（略）</p>																																											
第4章 応援協力・派遣要請																																													
144	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>広域ボランティア支援本部</u>の設置 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○知事・<u>（追加）</u>他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災関係</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>広域ボランティア支援本部</u>の設置 		市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・<u>（追加）</u>他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 		防災関係		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 		（追加）				<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被害発生中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の設置 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○知事・<u>指定行政機関等</u>・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災関係</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政機関 指定地方</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>応急措置の実施</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の設置 		市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・<u>指定行政機関等</u>・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 		防災関係		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 		行政機関 指定地方			<ul style="list-style-type: none"> ○<u>応急措置の実施</u> 	<p>「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正及び防災基本計画を踏まえた修正</p>		
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																										
県		<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>広域ボランティア支援本部</u>の設置 																																											
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・<u>（追加）</u>他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 																																											
防災関係		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 																																											
（追加）																																													
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																										
県		<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の設置 																																											
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・<u>指定行政機関等</u>・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 																																											
防災関係		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 																																											
行政機関 指定地方			<ul style="list-style-type: none"> ○<u>応急措置の実施</u> 																																										
第1節 応援協力																																													
147	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） （略） <u>（追加）</u></p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） （略） <u>（2）知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正</p>																																										

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (略)</p>	<p><u>市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</u></p> <p>(3) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (略)</p>	
147	<p>3 中部地方整備局における措置 <u>（追加）</u></p> <p>(1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2） (略)</p>	<p>3 指定地方行政機関における措置</p> <p>(1) 知事からの求めに基づく応援等（災害対策基本法第74条の4第1項） <u>知事から、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。</u></p> <p>(2) 知事からの要求を待たない応援（災害対策基本法第74条の4第2項） <u>指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p>(3) 市町村からの通知に基づく応急措置の実施（災害対策基本法第68条の2） <u>2 (2) の場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> <p>(4) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2） (略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
152	<p>第4節 ボランティアの受入</p> <p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 県は、市町村ボランティアセンターを支援するため、<u>広域ボランティア支援本部</u>を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>広域ボランティア支援本部</u>に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p> <p>(3) <u>広域ボランティア支援本部</u>においては、コーディネーターから依頼</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p> <p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 県は、市町村ボランティアセンターを支援するため、<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。</p> <p>(略)</p>	
153	<p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(1) 市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の<u>広域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3 コーディネーターの役割</p> <p>(1) 市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p>	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正
153	<p>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p>(1) 県と「<u>ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定</u>」を締結している団体</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他のボランティア団体等</p> <p>(略)</p> <p>ボランティアの受入れの流れ</p>	<p>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p>(1) 県と「<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部に関する協定書</u>」を締結している団体</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他のボランティア団体等</p> <p>(略)</p> <p>ボランティアの受入れの流れ</p>	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等	
154	1 県（防災安全局）及び市町村における措置	1 県（防災安全局）及び市町村における措置	防災基本計

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																
	<p>(略)</p> <p>(3) <u>物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(3) <u>（削除）物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p>	画を踏ました修正及び記載場所の整理																
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																	
162	<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>（追加）透析リエゾン</u>、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 <p>(略)</p>	<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 <p>(略)</p>	防災基本計画を踏ました修正																
162	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被 害 発 生 中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派遣調整・要請 <u>（追加）</u> ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派遣調整・要請 <u>（追加）</u> ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健組織の編成 ○防疫活動 	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被 害 発 生 中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派遣調整・要請 <u>○船舶を活用した医療活動の要請</u> ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派遣調整・要請 <u>○船舶を活用した医療活動の要請</u> ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	防災基本計画を踏ました修正
機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後																
県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派遣調整・要請 <u>（追加）</u> ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健組織の編成 ○防疫活動 																
機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後																
県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派遣調整・要請 <u>○船舶を活用した医療活動の要請</u> ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																
	第1節 医療救護	第1節 医療救護																	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
164	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 　県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>(追加)</u>透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (略)</p> <p>(6) 災害支援ナースの派遣要請等 　県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 　県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (略)</p> <p>(6) 災害支援ナースの派遣要請等 　県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。</p>	防災基本計画を踏まえた修正
165	(7) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置 (略) <u>(追加)</u>	(7) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置 (略) <u>(8) 船舶を活用した医療活動の要請</u> <u>県は、必要に応じ、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u>	
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
181	(略) 3 県（建設局）における措置 (略)	(略) 3 県（建設局）における措置 (略)	復旧に係る手続簡素化を推進するため
182	(4) 情報の提供 (略) <u>(追加)</u>	(4) 情報の提供 (略) <u>(5) 道路占用物件の緊急復旧</u> <u>大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。</u>	
	第3節 空港施設対策	第3節 空港施設対策	
184	（中部国際空港） 1 中部国際空港株式会社における措置 中部国際空港株式会社は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設	（中部国際空港） 1 中部国際空港株式会社における措置 中部国際空港株式会社は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに応急工事を実施する。 <u>(追加)</u></p>	<p>が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに応急工事を実施する。</p> <p>また、必要に応じて、国土交通省に対し、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用した支援を要請する。</p>	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
196	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>(追加)</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
197	<p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</p>	<p>エ 避難者のニーズ把握と避難生活における良好な生活環境の確保</p> <p>避難者のニーズを早急に把握するとともに内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</p> <p>(ア) 生活空間の確保</p> <p>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。</p> <p>(イ) 食事の提供</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>オ 避難所運営における女性<u>(追加)</u>の参画等 避難所の運営における女性<u>(追加)</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保<u>(追加)</u>など、女性や子育て家庭<u>(追加)</u>のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (略)</p> <p><u>ク 物資の配給等避難者への生活支援</u> <u>(略)</u></p> <p><u>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> (略)</p>	<p><u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努めること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>愛知県避難生活支援マニュアル</u>」を参考に配慮すること。</u></p> <p><u>(ウ) トイレ及び入浴設備の設置</u> <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>オ 避難所運営における女性や子育て家庭の参画等 避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「<u>愛知県避難生活支援マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ク 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> (略)</p>	
199	<p>(略)</p> <p>3 広域一時滞在に係る協議等</p> <p>(1) 市町村における措置 市町村は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</p>	<p>(略)</p> <p>3 広域一時滞在に係る協議等</p> <p>(1) 市町村における措置 市町村は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</p>	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<u>(追加)</u>	<p>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</p> <p>また、県内避難先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p>	
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
202	<p>■基本方針</p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>■基本方針</p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。</p> <p>○ <u>関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に</u>関し、新物資システム（B-PLO）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
	第1節 給水	第1節 給水	
202	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。</p> <p>(2) 断水が生じた場合、<u>(追加)</u>目標水量を目安にし、<u>必要な措置を講じる</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。</p> <p>(2) 断水が生じた場合、<u>速やかに断水状況を把握した上で</u>、目標水量を目安にし、<u>応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする</u>。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
203	<p>3 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p>	<p>3 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p>	語句の修正
203	<p>4 応援体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、<u>(追加)</u>応援の可能な県内水道事業者等<u>～応援するよう指示する</u>。</p>	<p>4 応援体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、<u>公益社団法人日本水道協会愛知県支部長に対し</u>、応援の可能な県内水道事業者等の応援を要請する。</p>	表現の整理
	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
270	■主な機関の応急活動	■主な機関の応急活動	防災基本計画を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）				修正（2026年2月修正）				備考
	機関名	事前	被害発生中	事後	機関名	事前	被害発生中	事後	
	地元市町村 <small>(追加)</small>		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 <u>(追加)</u> ○避難指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○防火水槽、自然水利等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○県への防災ヘリコプター出動要請 		地元市町村 <small>(地元消防機関を含む)</small>		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 <u>及び林野火災対応の指揮体制の確立</u> ○避難指示等 <ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○防火水槽、自然水利等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○県への防災ヘリコプター出動要請 		
271	1 地元市町村 <u>(追加)</u> における措置		1 地元市町村 <u>(地元消防機関を含む)</u> における措置						防災基本計画を踏まえた修正
	(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 <u>(追加)</u> 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。 <u>(追加)</u>		(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 <u>及び林野火災対応の指揮体制の確立</u> 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。また、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。						
	(2) 避難情報 地域住民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。 <u>(追加)</u>		(2) 避難情報 地域住民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。 <u>なお、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u>						
272	(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 (略)		(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 (略)						
	(4) <u>防火水槽、自然水利等による消防活動</u> <u>(追加)</u>		(4) <u>消防活動等</u> <u>次の点に留意し、消防活動を行う。</u> <u>・火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u> <u>・直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。</u> <u>・滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u> <u>・無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u> <u>・速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、</u>						

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>(5) 県及び他市町村への応援要請</p> <p>地元市町村で対処できない場合は、<u>（追加）</u>県及び他の市町村に応援を求める<u>ことができる</u>。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、<u>市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）</u>は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援<u>（追加）</u>を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等</p> <p>被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、<u>（追加）</u>県に対して<u>（追加）</u>自衛隊の災害派遣要請を依頼する<u>とともに</u>化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。</p> <p>（略）</p>	<p>飛び火警戒要領等を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報を共有する。</u> ・<u>地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消防活動を行う。</u> ・<u>活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</u> <p>(5) 県及び他市町村への応援要請</p> <p>地元市町村で対処できない場合は、<u>早期に</u>県及び他の市町村に応援を求める<u>（削除）</u>。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、<u>地元市町村</u>は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援<u>の要請</u>を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(9) 県に対する自衛隊の派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等</p> <p>被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、<u>地元市町村は、</u>県に対して<u>早期に</u>自衛隊の災害派遣要請を依頼する。<u>また、</u>化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。</p> <p>（略）</p>	
272	<p>2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>(4) 防災ヘリコプターによる空中消火</p> <p>自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施<u>を行うよう</u>努める。<u>（追加）</u></p> <p>（略）</p>	<p>2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>(4) 防災ヘリコプターによる空中消火</p> <p>自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施<u>に</u>努める。<u>また、迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</u></p> <p>（略）</p>	防災基本計画を踏まえた修正
273	<p>(6) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要</p>	<p>(6) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるとき、<u>又は地元市町村からの要請に基づき、</u>自衛隊へ応援を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>請 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。<u>また、市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。</u> (略)</p>	<p>請 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。<u>(削除)</u> (略)</p>	
274	<p>7 応援協力関係 (略) (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。 <u>(追加)</u></p>	<p>7 応援協力関係 (略) (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。 <u>(3) 応援部隊（地元市町村以外の消防機関）による消火活動</u> <ul style="list-style-type: none"> ・水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。 ・人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・険路でも走行可能な車両を適切に活用する。 ・地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。 ・「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく応援を行うこととなった場合には、県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、地元市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。 </p>	防災基本計画を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
302	<p>1 県（総務局、<u>（追加）</u>福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (略) (5) 災害見舞金の支給 自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。 <u>(追加)</u></p>	<p>1 県（総務局、<u>県民文化局</u>、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (略) (5) 災害見舞金の支給 自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。 <u>(6) 特別行政相談活動の連絡・調整等</u> <u>県は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の</u></p>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正
303			

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
		<u>開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u>	
303	<p>2 市町村における措置 (略) (4) 義援金の受付、支給 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。 <u>(追加)</u></p>	<p>2 市町村における措置 (略) (4) 義援金の受付、支給 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</p> <p>(5) 特別行政相談活動の連絡・調整等 <u>市町村は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u></p>	指定地方行政機関への指定を踏ました修正
304	<p>(略)</p> <p>7 中部管区行政評価局における措置 中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する<u>(追加)</u>特別行政相談活動を行うものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>7 中部管区行政評価局における措置 中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する<u>次の</u>特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設 <u>特別行政相談活動を実施する際は、県及び市町村に対して調整等協力を依頼する。</u></p>	指定地方行政機関への指定を踏ました修正

※上記修正に関連する「主な機関の措置」の表の修正については、新旧対照表への記載を省略する。